

## **保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて（案）**

平成 23 年 月 日

保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ

## はじめに

近年、少子高齢化や国民のニーズの変化等の国内の保険市場を取り巻く環境の変化により、保有契約高や収入保険料の減少傾向が続く中、アジアや欧米を中心とした海外市場への進出を図るため、我が国保険会社が海外の保険会社を買収する事例が増加している。また、国内においても保険会社の再編・統合の動きが進展し、保険会社グループとしていかに経営を効率化し、サービスの向上を図っていくかが課題となっている。

こうした実態を踏まえ、平成 23 年 3 月 7 日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しを含む保険会社のグループ経営の向上に資するような規制の在り方等について、諮問がなされた。

この諮問事項を検討するため、当ワーキング・グループが設置され、これまで計〇回にわたり、①外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制 ②保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制 ③保険募集の再委託 ④保険契約の移転に係る規制のあり方 について審議を重ねてきた。本報告はその検討結果をとりまとめたものである。

### 1. 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制<sup>1</sup>

#### (1) 基本的な考え方

保険会社が子会社とすることができる会社（子会社対象会社）の業務範囲規制は、保険会社の経営の健全性を確保する観点から設けられている他業禁止の趣旨を踏まえ、子会社が国内の会社か国外の会社かを問わず適用されている。<sup>2</sup>

一方、諸外国では、保険会社の子会社に関するこのような業務範囲規制が設けられていないことが多い、当該国の保険会社と日本の保険会社が、外国保険会社の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の保険会社が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘がある。

<sup>1</sup> ここでいう「外国保険会社」とは、「保険業を行う外国の会社」（保険業法第 106 条第 1 項第 8 号）を指す。

<sup>2</sup> 子会社対象会社は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている（保険業法第 106 条。また、子会社の子会社（孫会社）は、子会社とみなすこととされている（保険業法第 2 条第 12 項）。

近年、日本の保険会社による外国保険会社の買収が増加しており、今後も買収のニーズが継続して見込まれるところであり、保険会社の国際展開を容易にする環境を整備し、保険会社の経営基盤の強化に資するような選択肢を増やしていくことは重要と考えられる。

なお、上記の問題は、子会社業務範囲規制が日本の規制と異なる外国保険会社を買収する際に生じうる問題であることから、国内の会社も含めた子会社業務範囲規制の在り方全体の検討とは分けて考えることが適当である。また、買収した外国保険会社の子会社の業務範囲を見直すこととする場合においても、保険会社の健全性確保の観点から設けられている子会社業務範囲規制の趣旨を踏まえれば、一定の規律が必要と考えられる。

以上のような点を踏まえれば、現行の子会社業務範囲規制の枠組みは維持しつつ、外国保険会社の買収において障害となっている規制に限定して、必要な見直しを行うことが適当である。

## (2) 規制の手法

上記の障害が、外国保険会社を買収する際に生じるものであることに鑑みれば、買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として一定期間内に限り保有を認めることが適当である。

また、一定期間内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認等の一定の条件の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認することが適当である。

## 2. 保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制

保険会社の与信に係る大口与信規制<sup>3</sup>は、保険会社の財務の健全性を確保する観点から、特定の先に対する与信の集中を排除するために設けられており、与信先が子会社であっても適用除外とはされていない。

このため、保険会社が国内外において大規模な保険会社を買収しようとする場合や、

<sup>3</sup> 同一人（同一人自身と特殊の関係のある者も含む。但し、与信先が保険会社の子会社、保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社である場合は同一人自身のみ。）に対する与信（株式の取得を含む。）は、総資産の10%（貸付金及び債務の保証の合計額については、総資産の3%）が上限となっている（保険業法施行規則第48条の3）。

ある保険部門を分社化しようとする場合等において、取得する株式の保険会社の総資産に占める割合が、大口与信規制の上限値を超える場合がありうる。

保険会社の買収による保険子会社株式の取得は、保険会社の本業の収益機会拡大のためになされるものであり、資産運用に係る信用リスクとは異なり、保険会社として本業の事業展開に係るリスクをいかに管理していくかの問題と考えられる。

したがって、大口与信規制よりも、保険事業そのものに係るリスク管理の適切性を検査・監督することが重要と考えられる。この点については、連結ソルベンシー・マージン比率規制の導入によって、保険会社グループベースでの健全性の確認が可能となっているところである。

以上のような点を踏まえると、保険会社による適切なリスク管理がなされており、かつ、当局による実効的な監督を行いうる範囲に限定した上であれば、特定の先に対する与信の集中を排除するという趣旨に反しない限り、保険子会社については大口与信規制の適用を除外することが考えられる。

具体的には、保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。

### 3. 保険募集の再委託

#### (1) 基本的な考え方

保険募集については、その適正性を確保し、保険契約者を保護する観点から、保険会社から保険募集人に対する直接の委託のみが認められている。

一方、保険会社のグループ化が進展する中で、グループ内の他の保険会社の販売基盤を活用するために、他の保険会社を再委託者とする再委託を認めてほしいとのニーズがある。

再委託を広く認めることについては、委託者である保険会社が再受託者となる保険募集人まで適切に管理しうるかという問題がある。しかしながら、保険会社が再委託者となって、自らも保険募集を委託している者に対して再委託を行う場合には、再受託者たる保険募集人に対し、自らが直接委託している保険募集人として適切な管理を行っているものと考えられる。

また、このような再委託者が、委託者と同一グループ内の保険会社の場合には、同一グループ内で保険募集人に対する管理の方針を統一すること等により、委託者の保険募集人管理の方針を踏まえた適切な対応が可能であると考えられる。

以上のような点を踏まえれば、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合に限定して、保険募集の再委託を認めることが適當である。(別紙参照)

## (2) 適正な保険募集を確保するための措置

再委託を認める場合においては、再受託者たる保険募集人における適正な保険募集を確保するため、以下のような措置を講じることが適當である。

- ① 再委託をする場合には、委託者である保険会社の許諾を要することとする。
- ② 委託者である保険会社は、再委託者に対し、再受託者との間の再委託契約の変更や解除を求めることができること等、再受託者における適正な保険募集を確保するための措置を講じなければならないこととする。
- ③ 再受託者が保険契約者に加えた損害の賠償責任については、委託者、再委託者双方が負うこととする。
- ④ 保険会社がグループ内の他の保険会社の再委託を伴う保険募集を行うことについて、行政庁の認可を要件とし、認可に際しては、委託者、再委託者それぞれにおいて、再受託者における適正な保険募集を確保するための態勢が構築されているかを確認する。

## 4. 保険契約の移転に係る規制のあり方

### (1) 移転単位規制

- ① 基本的な考え方

現行法上、保険会社が事業再編を行うに際しては、合併や会社分割のほか、保険契約の移転を活用することも可能となっている。<sup>4</sup>

しかしながら、保険契約の移転を行う場合には、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」は包括して移転しなければならないとの規制(移転単位規

---

<sup>4</sup> 合併や会社分割においても、事実上、保険契約の移転が行われる。

制) があるため、その活用には一定の制約があるものとなっている。

このように、保険契約の移転を限定的にしか認めない場合、例えば、特定分野から撤退しようとしている保険会社が保険契約の移転ができず、保険契約が残るケースも想定される。しかしながら、そのような対応が真に保険契約者の保護に資するとは言えず、むしろ、サービスの向上等が見込まれる保険契約の移転については、一定程度柔軟に認めた方が保険契約者にとっても利益となるものと考えられる。

一方で、保険会社の変更は保険契約の重要な事項の変更であることや、また、移転に伴う保険契約者の利便性の確保についても、十分考慮する必要がある。

以上のような点を踏まえれば、保険契約の移転に係る規制については、従来のような「責任準備金の算出の基礎が同一」という移転単位の規制ではなく、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から、以下のような措置を講じつつ、移転対象とする保険契約の選定基準の合理性や、対象範囲の明確性等の観点から、移転の是非について判断していくことが適当である。

## ② 移転単位規制を見直す際に講ずべき措置

保険契約の移転については、現在も保険契約者の異議申立手続きが設けられ、また当局の認可を受けることが必要となっているが、移転単位規制の見直しを行うに際しては、更に以下の措置を講ずることが適当である。

### i 保険契約の移転の目的

保険契約の移転を行う目的やその効果について、保険契約者の保護の観点から問題ないか、当局が審査する。

### ii 移転対象契約の合理的な切り分け等

移転対象とする保険契約（移転対象契約）の選定基準が合理的であり、かつ対象範囲が明確になっているかについて、当局が審査する。また、vに後述する異議申立手続き等において、移転元会社が保険契約者への影響について十分に情報提供を行う義務を課す。

さらに、移転対象契約に係る責任準備金の算定の適切性について、将来収支分析等を活用した算定を行うことに加え、当局による審査や保険計理人による

確認により、その適切性を担保する。<sup>5</sup>

また、移転にあたっての剩余の取扱いについては、以下のような考え方に基づき、適切な分配がなされているか、当局が審査において確認する。<sup>6</sup>

- ・ 有配当契約を移転対象とする場合、配当準備金等として個々の保険契約者に割当済みのもの以外の剩余については、移転元会社が株式会社の場合は、基本的に移転元の株式会社に帰属するものと考えられる。<sup>7</sup>
- ・ 移転元会社が相互会社の場合、移転対象契約が社員契約であれば、かかる剩余は基本的に社員（契約者）に帰属するものと考えられることから、移転対象契約者の保護の観点から、このような剩余が移転対象契約者にも適切に分配される必要がある。<sup>8</sup>

### iii 移転元会社と移転先会社の支払余力

移転後の両保険会社の支払余力は、ソルベンシー・マージン比率が200%を超えていることが前提となるが、ソルベンシー・マージン比率は、保有契約のリスク特性や保険会社の資産運用の方法によって変化しうるものであり、単純に数値の高低を比較することには馴染まないことから、移転元会社と移転先会社の支払余力の差異の程度について、一律の基準を設定することは適当でない。

一方、保険契約者が保険会社を選択する際に、ソルベンシー・マージン比率が活用されている場合があり得ることも踏まえ、契約移転の前後における移転元会社と移転先会社のソルベンシー・マージン比率の水準についても、当局が移転の可否を判断する際の判断要素とする。また、このような水準に係る情報については、異議申立手続き時に、移転元会社が保険契約者に対して情報提供を行う義務を課す。

### iv 適切なサービス水準の確保

<sup>5</sup> 責任準備金の適切な算定については、経済価値ベースでの責任準備金の算出に向けた検討が現在行われており、それが確立した段階では経済価値ベースに基づく算出を行うことも考えられる。

<sup>6</sup> 剩余の分配については、専門的・技術的な問題でもあるため、上記の基本的考え方に基づき、保険契約者間の公平の観点から、今後、当局と関係者の間で実務的な検討を行っていくことが望ましいと考えられる。

<sup>7</sup> ただし、消滅時配当を行う商品の設計も制度上は規制されていないことから、剩余についてすべて移転元会社に残すのは適当ではないのではないかとの意見もあった。

<sup>8</sup> 分配の方法としては、保険契約の移転時に一時金として支払うか、移転先会社において区分経理して管理するといった方法が考えられる。

保険契約の移転後、移転先保険会社において適切なサービスが提供できる態勢になっているかについて当局が審査するとともに、異議申立手続きの際に、移転元会社が保険契約者に対して当該移転後のサービスについて情報提供を行う義務を課す。

#### v 異議申立手続き時に与えられる情報及び情報提供の方法

異議申立手続き時は、保険契約者が、移転の可否について適切な判断ができるよう十分な情報が提供される必要がある。このため、異議申立手続き時に提供される情報の内容として、保険契約者が保険契約の移転の是非を判断することに資する情報（移転後のサービスやソルベンシー・マージン比率等）を追加する。<sup>9</sup>また、情報提供の方法については、これまでの公告に加え、移転対象契約者に対する個別の通知を要することとする。

なお、迅速な対応が求められる破綻時における情報提供の方法は、これまでと同様公告のみで対応することとしても差し支えないこととする。

#### vi 異議を述べた保険契約者への対応

異議が成立要件を満たさずに契約移転が行われる場合、異議を述べた保険契約者についても契約は移転されることから、異議を述べた保険契約者の保護を十分に図る必要がある。

このため、以下のような措置を新たに講ずる。

- イ 異議の成立要件を現行の 5 分の 1 から 10 分の 1 に引き下げる。<sup>10</sup>
- ロ 認可申請にあたり、異議を述べた者の数及び異議の主な理由を当局に提出させ、認可にあたっての参考とする。

また、異議を述べた保険契約者が解約を希望する場合には、解約によって不利な取扱いとならないような措置を検討することが適当である。

---

<sup>9</sup> 現在は、移転契約の要旨、移転元会社及び移転先会社の貸借対照表等が開示される（保険業法第 137 条第 1 項）。

<sup>10</sup> 会社分割により保険契約が承継される場合も同様とする。但し、合併や保険契約の全部が移転・承継される場合は、移転元会社が残存したこととなり、移転する保険契約者と移転元に残る保険契約者の間での不公平の問題も生じないため、5 分の 1 という現行の要件を維持することが適当と考えられる。なお、破綻時の契約移転、合併については、やむを得ない事由による措置であることから異議成立要件は 5 分の 1 とする一方、契約条件の変更を伴う場合は 10 分の 1 とするという現行要件を各々維持することが適当と考えられる。

## (2) 販売停止規定

保険契約の移転を行う場合、移転元会社は、移転に係る株主総会（社員総会）決議があった時から、保険契約の移転をし、又はしないこととなった時まで、その移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならないこととされている（販売停止規定）。

一方、例えば外国保険会社の日本支店を現地法人化する場合のように、事業の継続を前提として保険契約の移転を行う場合には、必要な保険契約の更新等ができない可能性があり、かえって保険契約者の利便を損なっているとの指摘がある。

販売停止規定は、移転対象契約者の範囲を確定した後に締結する保険契約は移転元会社に残され、保険契約者の保護に欠ける等の趣旨で設けられているものである。

この点に関しては、移転対象となる保険契約と同種の保険を移転手続き中に募集する場合には、当該契約が移転対象である旨を契約者になろうとする者に対して説明をし、同意を得た上で移転させることで対応することができるものと考えられる。

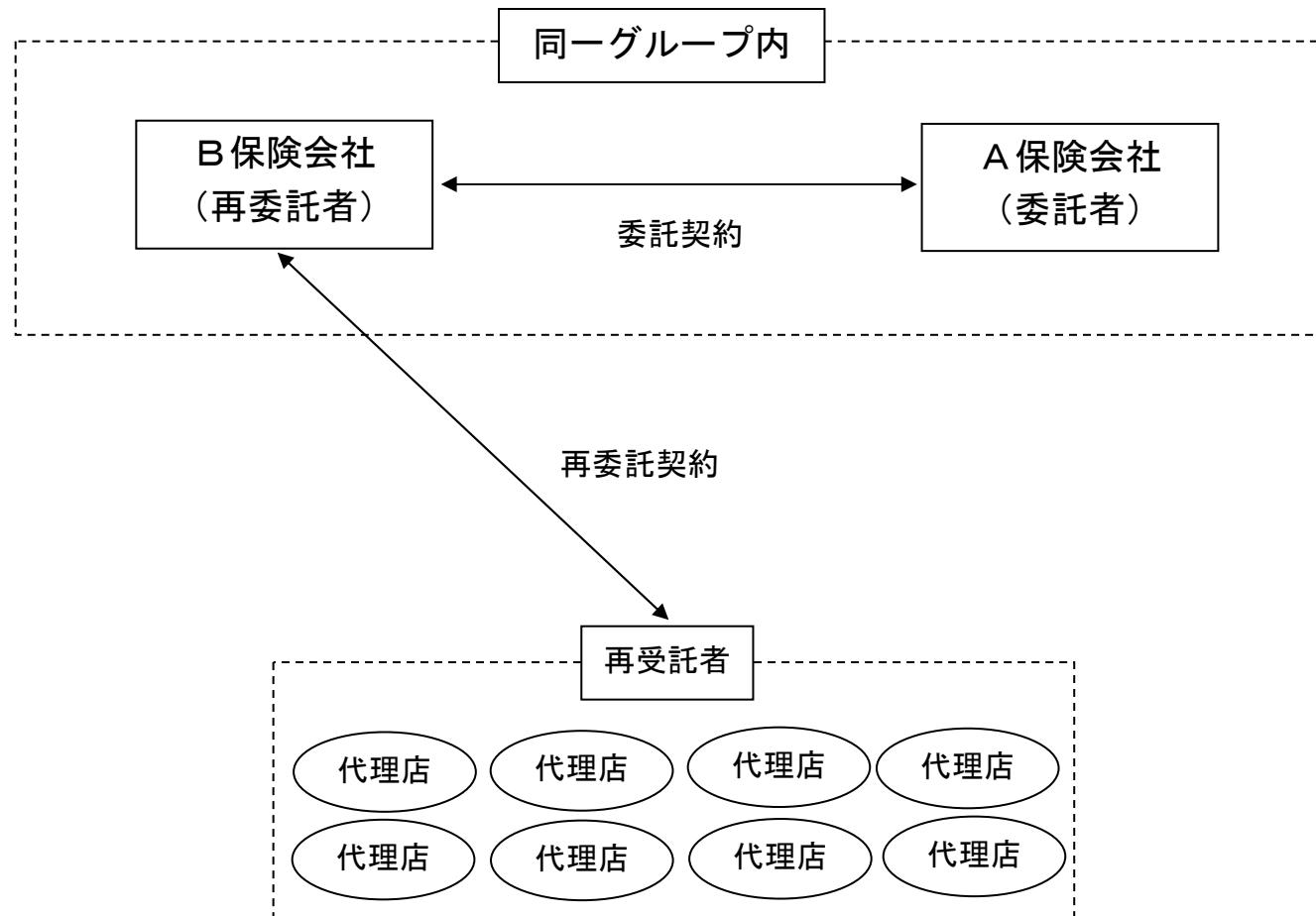
したがって、移転手続き中における移転対象となる保険契約の募集を行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることとした上で、販売停止規定については撤廃することが適当である。

## おわりに

以上が、当ワーキング・グループにおける審議の結果である。今後、関係者において、本報告書に示された考え方を踏まえ、適切な制度整備が進められることを期待する。

なお、今回の結論は、我が国保険会社が外国保険会社の買収やグループ内での事業再編を円滑に行うことを可能とすることが、保険会社の経営基盤の強化や業務の効率化、ガバナンスの強化に繋がり、ひいては、保険契約者の利便性やサービスの向上等に繋がることを期待してのものである。当局及び保険会社においては、こうした趣旨を十分に踏まえ、適切な対応がなされることを望みたい。

(参考) 同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託



※各々の代理店が再受託者となる。